

○曾於市養護老人ホームの設置及び管理に関する条例

平成17年7月1日

条例第104号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、曾於市養護老人ホームの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第3項の規定に基づき、老人福祉施設として養護老人ホームを設置する。

(位置、名称及び入所定員)

第3条 養護老人ホームの位置、名称及び入所定員は、次のとおりとする。

位置 曾於市末吉町二之方3990番地3

名称 曾於市養護老人ホーム清寿園

入所定員 50人

(業務)

第4条 養護老人ホーム（以下「清寿園」という。）の業務は、老人福祉法第11条第1項第1号の規定により入所の措置を受けた者の養護に関する業務とする。

(指定管理者による管理等)

第5条 清寿園の管理は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の指定は、曾於市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年曾於市条例第250号）に定めるところによるものとする。

(指定管理者の指定の基準)

第6条 市長は、前条第2項の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するものの中から、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画が清寿園の設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が清寿園の効果的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。

(4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第4条に規定する業務

(2) 清寿園の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、清寿園の管理を行わなければならない。

(損害賠償)

第9条 清寿園に入所している者は、その責めに帰すべき理由により、施設等をき損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定の取消し等の特例)

第10条 市長は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理に係る業務を停止したとき、又は指定管理者を指定することができないときは、清寿園の管理を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月27日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の曾於市養護老人ホーム設置条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。